

紋別市立潮見小学校図書館規則

令和3年4月1日 制定
紋別市立潮見小学校長決裁

第1条 この規則は、潮見小学校図書館（以下、図書館という）の目的、組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

第2条 図書館は、学校教育の目的を達成するために必要な資料、情報を収集、保存、提供することによって、教育課程の展開及び教職員の研究、研修に寄与し、生徒の健全な教養の育成を図ることを目的とする。

第3条 図書館の管理者は、学校長とする。

第4条 図書館の運営諸活動は、司書教諭、分掌担当者及び学校図書館司書が中心となり行う。

第5条 資料は次のものとする。
図書資料
視聴覚資料
遂次刊行物
その他図書館の資料として適当と認めるもの

第6条 図書館の開館日は、学校長が決める。

第7条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し、必要な事項は学校長が別に定めるものとする。

附則（※附則は、改定、一部改訂等を行ったら記載する）
この規則は、決済の日から施行する。